

障害児通所支援利用のための聞き取り調査について

障害児通所支援利用のための聞き取り調査については、**市役所福祉課（福祉事務所）での実施にご協力をお願いしております。（都合により市役所福祉課に行くことが難しい場合は、ご希望の場所で実施いたしますが、できる限り市役所福祉課での実施にご協力をお願いします。）**

※聞き取り調査に対応して頂く方は、申請に係る児童の保護者のみで構いません。

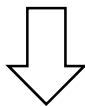
☆市役所福祉課（福祉事務所）

〒857-2302

西海市大瀬戸町瀬戸桜浦郷 2278 番地 1 T E L 0959-37-0069

I 調査の実施場所について（番号に○を記入してください。）

- ① 市役所福祉課（福祉事務所）での調査が可能
- ② 市役所福祉課（福祉事務所）に行くことが難しいため、他の場所での調査を希望



※②を選んだ方

1. 自宅

2. 最寄りの総合支所

（ 西彼 ・ 西海 ・ 大島 ・ 崎戸 ）支所 ※ご希望の支所を選んでください。

3. その他

（ ） ※例：陽だまりへの通所の日

II 調査の日時について ※ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

（ 土・日・祝日を除く、9時から16時までの間 ）

第一希望： 月 日 午前 ・ 午後

第二希望： 月 日 午前 ・ 午後

第三希望： 月 日 午前 ・ 午後

【その他連絡事項等】 ※例：午前は10時以降、午後は14時以降・・・など

（ ）

III 調査日程などの調整のための連絡先（日中に連絡の取れる番号をご記入ください。）

電話番号（ — — ）